

平成 29 年度 事業計画

社会福祉法人 音更晩成園

平成 29 年度は、改正社会福祉法によるいわゆる社会福祉法人改革の施行とともに、障害福祉計画『第 4 期計画期間』の最終年度となっている。

社会福祉法人改革の主なポイントは、社会福祉法人の組織の見直し、事業運営の透明性の確保、社会福祉充実計画となっており、これらに基づき推進していくこととなる。

また、次期障害福祉計画（平成 30～32 年度）の指針では第 4 期の実績を与して計画されるが、施設入所者の地域移行、重度・高齢障がい者の将来を見据えた「地域生活支援拠点等の整備」、就労移行の促進等が主な柱となると考えられ、これらが来年度の改正障害者総合支援法の施行と相俟って報酬改定にどのように影響を与えるかも注視していかなければならない。

このような状況下、当法人は、利用者の地域移行拡大と地域生活支援機能の強化を図るためのグループホーム整備と夜間支援の在り方の検討、施設入所利用者の実情に即した施設整備事業の推進、職員の定着と人材育成、さらには地域への積極的な社会貢献活動を押し進めるものである。

なお、具体的な重点目標は以下の通りである。

重点目標

- ① 改正社会福祉法における社会福祉法人制度改革への取り組み
 - * 経営組織のガバナンス強化
 - ・ 理事・理事長に対する牽制機能を備えた議決機関としての新たな評議員会の設置
 - ・ 改正社会福祉法による訴訟リスクへの備えとしての役員賠償責任保険の加入
 - * 事業運営の透明性の向上
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準が新たに閲覧対象項目となり、現況報告書、財務諸表、経営情報の閲覧・公表し透明性の確保を行う。
(法人ホームページ、経営協ホームページ等の活用)
 - * 財務規律の強化
 - ・ 役員報酬基準の作成と公表
 - ・ 内部留保の明確化～純財産の額から事業の継続に必要な財産額を控除した額社会福祉充実残額（再投下財産額）が生じた場合の社会福祉充実計画の作成
 - * 地域における公益的な取り組みを実施する責務
 - ・ 福祉二一ズへの対応（音更町及び社会福祉協議会との連携）
 - ・ 地域協議会（仮称）においての懇談会の実施～地域二一ズへの貢献
- ② 施設整備
 - ・ 晩成学園、緑陽荘の改築移転整備事業の推進
 - ・ グループホームの建設
- ③ 防災・防犯への取り組みと利用者の権利擁護
 - ・ 非常災害及び防犯のための研修・訓練等の実施
 - ・ 権利擁護、虐待防止に関する研修会の実施～職員の権利意識の向上
 - ・ 意思決定支援の在り方の検討
- ④ 人材確保と職員育成及び福利厚生
 - ・ 職員の定着・資質向上と勤務条件の改善
(就業規則・給与規程の見直し、職員研修の充実、エルダー制度の活用)

- ・ 職員の健康管理（メンタルヘルス講習会、ストレスチェックの実施、産業医との面談）

晩成学園 支援事業計画

平成29年度は、国の障害福祉計画「第4期計画」（平成27年度～29年度）の最終年度となります。

平成29年度の障害保健福祉部予算案では、1兆7,486億円と前年度予算比で7%増の1,141億円の増額予算案となりました。年々増加している社会保障費は、29年度には120兆円を超える見込みであり、政府としても削減可能なものについては、過去の小泉政権でも構造改革の名の下で行われた医療法改正では給付費の抑制として、2年ごとに3回実施された診療報酬のマイナス改定と4回実施された患者の負担増、当時は「医療崩壊」とも言われましたが、すでに安倍政権でも社会保障費削減や抑制が着々と進められてきています。

その抑制の最大のターゲットとして、医療や福祉（介護・障がい者福祉等）の分野と言われています。実際に報酬単価改正等で行われてきました。その結果、人材確保の困難、福祉サービスの質の低下、そして前年比4割増で過去最大の介護事業所の倒産、福祉系の各種学校が定員の半分にも満たないという数字に表れ、悪循環となっており、「福祉の崩壊」も危惧されています。

平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）、平成28年度には、障害者総合支援法の改正（法施行3年後の見直し）で様々な部分で見直しが検討され、28年3月に改正法案が国会に提出され、同年5月25日に参議院本会議で可決・成立しています。

しかし、その内容の一部は本人の自己決定の尊重と意思決定の支援、自立生活支援や就労定着支援の新設等がありましたが、いずれも微修正程度ものとなっています。

さらに今までも大きな問題点として提起されてきた、「障がい者の65歳問題」（障がい者総合支援法7条）の介護保険優先適用については、改正が見送られました。

多くの障がい者が65歳を機に介護保険サービスに切り替わり、今まで提供されてきたサービス量や種類の減少や本人負担の増加（応益負担の為、平均で約9倍）となり、高齢障がい者にとっては不利益な制度として残されてしまっています。

また、その介護保険への切り替えについても、各自治体の配慮という事で、責任転嫁しています。

高齢者と障がい者が同じ事業所でサービスを受けられる「地域共生社会」の実現に向けた動きも28年6月に閣議決定されました。

年々厳しさを増す福祉情勢の中、当事業所は公共性の高いとされる社会福祉施設として、各関係機関との協力体制を図り、利用者さんが有益に安心・安全に暮らしていけるようシームレスな利用者支援に努めていきます。

その基本として「1. 利用者個々の特性やニーズに対するよりきめ細やかな対応」「2. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」「3. 新たな地域生活の展開の準備」の3つを最優先事項として取り組んでいきます。

平成28年4月より、障害の有無を問わずに共生していく社会作りを目指した『障害者差別解消法』が施行されました。

権利擁護については「意思決定支援」を重視し、「利用者本位」という言葉を真摯に受

け止め、より一層、個人の尊厳と権利擁護を意識した職員・組織作りを図っていきます。

入所施設に対するニーズも時代と共に変化していますが、時代のニーズに対応していく為にも、将来を見据えた計画を立て遂行していく必要があります、今年度についても重点的に取り組んでいきます。

重度・高齢化している現状を踏まえ、利用者個々の状態やニーズに応じたハード・ソフト面の対応を図ると共に、認知症や強度行動障害についての専門的な知識が必要であり、職員一人一人のスキルを上げていけるよう、施設内研修を始め、各種研修会、地域で行われる講座等に積極的に参加していき、より専門性を高め、利用者支援に活かせるよう努めていきます。

施設の老朽化と利用者の方達の重度・高齢化に対応していく為には、施設整備は急務の課題であり、将来を見据えた計画を法人内全事業所と協力しながら推進していきます。

特定相談支援事業所として、利用者・保護者のニーズに合わせたサービス等利用計画を作成し、継続的かつ計画的な福祉サービスの利用につながるよう努めていきます。

法人の農耕地を整備（石拾い等）して、作業環境の改善に努めます。

また、機械化できる部分は機械化していき、利用者負担の軽減と作業の効率化、更に収益性を上げ利用者への還元金を継続していけるよう努めていきます。

地域社会との連携や地域貢献に、より一層努めていきます。

平成29年度については、上記に記載しました事項に重点をおき、職員一丸となって努めていきます。

【基本方針】

- I. 基本的人権を尊重し、その自己実現を図れるよう努めます。
- II. 個々の人格や個性を尊重し、社会参加と交流を図れるよう努めます。
- III. 職員は常に専門的な知識と技術の研鑽に努め、利用者の心身の安定と健康の維持に努めます。

【支援方針】

1. 支援態勢と日中活動の充実

- ①施設入所・通所共により個々のニーズや特性に適した支援を行い、また、よりきめ細かなサービスを利用者の方に提供出来るよう、ニーズや特性に合わせた活動を設定し取り組んでいきます。
- ②より一層充実したサービスを提供していくため、支援課の協力体制を図り、支援の向上に努めていきます。
- ③障がいの多様化、特に強度行動障害については、強度行動障害支援者養成研修の受講が必須条件となり、時代に即したスキルが必要とされており、知識・支援方法を各種研修会や強度行動障害支援者養成研修等に参加し、職員一同スキルアップを図っていきます。
- ④人材の育成を図るため、エルダー制度を行い、資質向上を図っていきます。
- ⑤毎月の会議で、ヒヤリハットの分析を行い、事前の事故防止に繋がるよう改善や対応を図り、利用者の方が安心・安全に過ごせるよう努めていきます。
- ⑥重度・高齢化に対応するため、健康寿命を維持できるよう日々の活動を通して身体機能の維持を図っていきます。
- ⑦機能訓練を取り入れリハビリ等が必要な利用者の残存機能の維持や機能の向上に努め、また個々の状況に合わせた支援を行えるよう取り組んでいきます。

- ⑧特定相談支援事業所として、利用者・保護者のニーズに合わせたサービス等利用計画を作成します。職員においても相談支援基礎研修や現任研修を受講すると共に、自立支援協議会主催の相談支援研修会など各種研修会に積極的に参加し専門性を高めていきます。
- ⑨利用者から要望の強い、小グループでの道内外旅行を対象利用者の状況やニーズに合わせて企画し実施します。
- ⑩サークル活動を定期的にも実施するとともに、創作活動やレクリエーション、軽運動を積極的に取り入れ日中活動の充実を図ります。また利用者自治会主催の一泊旅行や個々のニーズに合わせた引率外出などを実施し、生活の張りにつながるよう努めていきます。

2. 権利擁護・虐待防止

権利擁護・虐待防止部会を中心に利用者の権利擁護に関して取り組んできました。また昨年度より障害者差別解消法が施行され、今年度についても、過去の取り組みを生かすと共に、更なる権利擁護や虐待防止に取り組んでいきます。

- ①利用者の意志決定を尊重し、障害特性によって意思疎通が困難な方にも構造化など多様な意思疎通の方法を活用するなど合理的配慮に努めていきます。
- ②権利擁護・虐待防止に関する自己チェックを定期的にも実施します。
- ③毎月のヒヤリハットを集計し、事故防止等に努められるよう、支援会議に提出して会議にて分析・対応を図ります。
- ④自己チェックを取りまとめ、また、インシデントやアクシデントについても分析し、改善すべき点があれば速やかに対応していきます。
- ⑤外部で開催される各種研修会に積極的に参加し専門性を高めます。
- ⑥内部研修を実施し、虐待の防止を啓発と普及、望ましい支援のあり方を検討していきます。

利用者の権利擁護を支援の重点として、職員個々の専門性の育成と共に支援技術のスキルアップにも努め、生活介護のみならず日中活動のさらなる充実と利用者の生活の質の向上を目指します。

3. 医療

利用者の高齢化・重度化にともない、医療や給食の重要性が年々高まっています。医療に関しては、定期受診、検診後の再検査、精密検査、感冒症による通院等、年々通院回数が増えており、各職種間や家庭、状況によっては各関係機関と連携を図りながら対応していきます。

また健康診断及び各種検診により、疾病の早期発見に努め健康に生活出来るよう努めていきます。健康診断については、年2回の健康診断をはじめ、歯科検診、骨粗鬆症検診の実施、女性は乳がん・子宮がん検診を実施し、男性についても一定年齢以上の方を対象に前立腺がんの検診を春の健康診断時に実施します。

感染症予防に関しては、インフルエンザの予防接種等とともに日常的に手洗い・うがいの徹底と園舎内の清掃・消毒を行って行きます。

一定年齢以上の方については、肺炎球菌ワクチンの接種を行い、予防に努めていきます。

年々増加している通院者と共に服薬者も増え、薬の管理に関わる時間も増えており、通院業務など支援課全体で協力体制をとり対応していきます。

4. 給食

給食に関しては、高齢化と共に嚥下機能が低下している利用者、また認知症等により食事の介助頻度も年々増えてきており、個々の利用者の疾病、嚥下、咀嚼に配慮し事故防止に努めていきます。

また現在持っている嚥下や咀嚼機能を維持していく事も大切であり、パターンリズムに陥らないよう意識しながら個々に合わせた食事形態を提供していきます。

栄養状態の維持や食生活の向上として、四半期毎の栄養スクリーニング会議や年2回栄養ケア会議を実施し栄養マネジメントの向上を目指します。

毎日の食事が利用者の方の一番の楽しみでもあり、嗜好調査や利用者も参加して毎月実施している給食運営会議での希望を取り入れたバイキングや選択メニューの提供、季節に応じたメニュー作りを行い、毎日の食生活の潤いや楽しみとなるよう努めていきます。

5. 生活環境の改善

現在の園舎については、必要な箇所はその都度改修等対応してきましたが、築年数による老朽化と利用者の重度・高齢化に設備や環境面で対応が困難になってきており、平成28年度より法人内に改築検討委員会を設置し、将来の施設整備に向けて検討し、土台作りを行ってきました。平成29年度は、より細部にわたり検討していき、20年、30年先を見越した施設整備を目指し、利用者の方達が安心・安全に生活できるよう法人内全事業所と協力しながら推進していきます。

6. 非常災害

火災や各地で起きている世界的異常気象、大地震等、当事業所においても何時、どのような災害が起きても、利用者の方達の安全を最優先した対応が出来る様努めていきます。

年3回の避難訓練や食料の備蓄を行ってきましたが、水・電気・ガス等、ライフラインの停止等も想定した非常災害時に備えた設備や備品の準備を進めていきます。

◇非常災害時の備品等の充実（必要物品の購入）

◇非常災害時の備品等の保管庫の整備

晩成学園 相談支援事業計画

総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討するため「サービス等利用計画」による支給決定が導入され、当法人においても特定相談事業所として、平成28年度より計画相談に重点を置いた人員1名を配置し、本格的にサービス等利用計画を作成してきました。

今後もより利用者及び保護者のニーズに合わせた総合的なサービス等利用計画を作成し継続的かつ計画的な福祉サービスの利用につながるよう努めていく。

Ⅰ 事業の基本方針

- (1) 利用者・保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立つて行うものとする。
- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うよう努める。
- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう努める。
- (4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるよう努める。
- (5) 市町村、障がい福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な

社会資源の改善及び開発に努める。

(6) 自らのその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていく。

II 重点取り組み計画

1. 障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係わる利用者若しくは保護者、又は地域相談支援の申請に係わる利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成していく。

2. 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係わるサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成していく。

3. 支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期限内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障がい福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行っていく。

「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。

新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定利用者又は地域相談支援給付決定利用者に対し、当該申請の勧奨を行う。

相談の受付	相談支援事業についてよく説明し利用目的の確認を行う。受付に際しては、親切かつ丁寧に対応する。
サービス利用計画書	①利用者及び家族の置かれている状況を把握し、希望する生活・解決すべき課題を把握する。 ②必要な福祉サービス等の種類・内容・量を確認する。 ③関係機関との調整を図り、サービス利用計画を作成する。 ④利用者に、サービス利用計画を理解できるよう説明し、同意を得る。
サービス利用計画書作成後のモニタリングの実施	・年1回以上面接を実施し、経過を把握するとともにサービス提供事業者等との調整を図る。 ・利用者負担額合計額を算定し、利用者並びにサービス提供事業者へ通知する。 ・必要に応じ、サービス利用計画の変更を行う。
苦情の受付	・利用者並びに家族からの苦情を積極的に聴き取り、当事業所及びサービス提供事業者へ適切に伝える。
ご家族に対する支援	・利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

晩成学園 短期入所事業計画

I 事業の基本方針

(1) 地域で生活されている方の多様化と緊急性に対応するため、定員3名に加え空床型を併用して地域のニーズに対応していく。

- (2) 利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を継続できるよう、一時的に施設に入所することにより、利用者の心身機能の維持・向上、ならびに介護を行う家族等の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- (3) 利用者お一人お一人の人間性を尊重し、心身の状況や個性をよく理解し援助を行うように努める。利用者の中には不安や緊張感を抱く方も多く、また、環境の変化により心身に不調をきたすこともあることから、心身の状態の観察には細心の注意を払い、安心して利用していただけるよう適切な援助を行う。
- (4) サービス利用の理由として、介護者やご家族の疾病、冠婚葬祭、出張、休養、旅行などが想定されるが、援助の対象者を利用者本人のみならずご家族も一体として捉えて援助を行うように努める。
- (5) サービスの質の向上と、職員の育成を図るための各種研修会への参加や内部研修を積極的に実施し、その専門性を高めるよう努める。
- (6) 苦情・相談等に対しては、真摯に受け止め、迅速に対応し早期解決・改善に努める。
- (7) 実情に沿った危機管理の充実に努める。

II 重点取り組み計画

1. 利用者の人権と権利を擁護し、個人情報・プライバシーの保護について「職員倫理綱領・行動規範」に基づいた支援に努める。
2. 個人情報保護方針を全職員が自覚し、虐待のない支援を行う。
3. 市町村等関係機関との連携・情報交換等により効果的な活用に努める。
4. 利用者・家族の希望・要望を十分に聴き、ニーズを確認することでそのひとらしい生活ができるよう努める。
5. 心の安定と健康・身体状況に配慮したサービスに努める。
6. 利用者・家族にサービス内容をわかりやすいよう丁寧に説明し、同意を得る。
7. 全職員が共通認識のもと、サービス提供に努める。
8. 職員の資質・サービスマナーの向上として、助言を受け止め、支援技術の向上に役立てるよう努める。
9. 実情にあった危機管理ができるように利用者の支援情報を共有する。

入所の受入れ	初回の利用については、関係機関および家族と連絡を密にし、必要に応じて訪問調査を行い、利用者のご家族の状況について把握するとともに、短期入所事業について丁寧に説明し利用目的の確認を行う。
入所中の生活	日常生活支援、食事・栄養管理等については、指定障害者支援施設（晩成学園）の事業計画に準ずる。
日中活動支援	カリキュラムに沿った活動内容の他、行事など趣味の活動を用意し、利用中の生活が充実できるように努める。
健康管理	健康状態の観察とバイタルチェック（血圧、脈拍、体温の測定）等により、体調変化の早期発見と疾病の予防に努める。 必要に応じて服薬を預かり、援助、処置などを行う。 また、緊急時には応急処置を行うとともに、協力医療機関、家族と連絡をとり、敏速に対応するように努める。
退所の報告	利用期間中の食事、入浴、排泄状況、日中・夜間の状況、など必要に応じて家族に報告する。

ご家族に対する支援	利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。
-----------	--

緑陽荘 事業計画

1 基本方針

障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある施設運営を進めていくと共に、地域福祉を支える拠点施設となるよう事業の推進に努めます。また、利用者の基本的人権を尊重し、利用者が望むライフステージを実現できるよう専門的な知識と技術、価値観を持って良質で安心・安全、快適なサービスを提供します。

2 重点目標

①施設は利用者の生活の場であることを念頭に置き、集団生活への調和と安全性に配慮しながら、利用者1人ひとりの個性や生活歴を尊重し、生活に楽しみを見いだし、受けられるよう、できる限り個別の対応を実施します。また、心身の健康と残存機能の保持に努め、穏やかで安定した生活の実現を目指します。

②利用者1人ひとりを、かけがえのない存在としてとらえ、障害者虐待防止法・障害者差別解消法施行に伴う利用者の権利擁護に資する取り組みについて、定期的に研修会を開催し職員全体のソフト面でのレベルアップを図ります。

3 具体的取り組み

①支援・介護

・利用者1人ひとりが健康で快適な生活を送ることや充実した内容の日中活動に参加できるよう専門性を発揮し、創意工夫された支援を行います。また、利用者の重度化、高齢化への理解を深め、個々の障がいに適応した介護が実践できるよう、技術の習得と向上に努めます。

②保健・医療

・年2回の健康診断（婦人科検診を含む）やバイタルチェックなどの健康管理を行い、利用者個々の心身の状態を的確に把握し、疾病の早期発見、早期治療に努めます。また、協力医療機関と連携を図りながら健康状態の維持・確保に努めます。

③感染症対策

・感染症対策マニュアルに従って感染症の予防及び蔓延を防げるよう正しい知識や技術の習得に努めるとともに、清掃・消毒を徹底し施設内の衛生を保ちます。

・感染症予防の一環としてインフルエンザ予防接種の実施や65歳以上の利用者には肺炎球菌ワクチンの接種を勧めます。

④食事・栄養

- ・栄養ケアマネジメントに基づき、食事サービスを提供します。食事は健康・生活の維持だけではなく、心も満たす大切な時間として捉え、バイキングや選択メニューなどを企画し、バラエティー豊かで満足感のある食生活を送って頂けるよう努めます。

- ・重度の障害を持つ利用者や持病を抱え食事内容や形態に配慮が必要な利用者には調理方法や使用する食器など個々の状態にあったものを提供し、安全に食事ができるよう努めます。

⑤余暇支援

- ・生活の活性化を図り、心豊かな時間を過ごすことができるよう、旅行や外出など、様々な余暇支援を実施します。実施にあたっては利用者個々の特性を踏まえるとともに、利用者主体の活動となるよう体制を整え、普段の生活とは違う雰囲気を楽しんでもらえるよう努めます。

⑥虐待防止と権利擁護

- ・虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者を傷つけるもの、また犯罪行為となるものなど幅広いものとしてとらえ、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めていきます。それには職員1人ひとりの意識の向上が不可欠であり、虐待防止事業所部会を中心に定期的に研修会を開催するとともに、「業務振り返りチェックシート」等を活用しながら質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

⑦地域社会への貢献

- ・「共生社会」の実現や施設利用者の自立を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに、施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動（町内会行事や地域美化運動への参加）を行います。

⑧人材育成と職員の連携

- ・社会性を強く求められる専門職として、職員1人ひとりが自己研鑽に励み、人間力を育める職場環境の構築に努めます。また、「ほう・れん・そう」の基本を大切に支援の継続性を高めます。

- ・利用者のニーズが多様化し、介護や医療的ケアが加速的に必要になっている状況にあることから、専門性を持って質の高いサービス提供ができるよう施設内外の研修会に積極的に参加します。

⑨その他

- ・事故防止や事故後の適切な対応は福祉施設にとって重要な課題です。リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高いサービスが提供できるようにリスクマネジメント体制の強化を図り、迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しに努めます。

- ・火災や自然災害を想定した避難訓練を定期的実施するとともに、昨今の大規模災害で知り得た情報を精査し、災害時対応マニュアルの見直しや食料、消耗品等の備蓄品を点検・更新するなど、利用者や地域の防災・安全対策に寄与していきます。

- ・コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスが、透明性のある施設運営の第一歩という認識を全職員が持ち、各種法令・指針（障害者総合支援法、虐待防止法、倫理綱領など）に定められている事項を熟考し、今求められている福祉施設の把握に努めます。

- ・新築移転に向け改築検討委員会を中心に重度・高齢利用者が快適な生活が送れるよう設備面の検討やユニット化に向けた支援体制を検討していきます。

⑩主な施設整備、修繕

- ・トラックの更新

緑陽荘 短期入所事業計画

□基本方針

- 1 制度の趣旨に沿って、利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、一時的に施設に入所することにより、利用者の心身機能の維持・向上ならびに利用者家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。
- 2 利用者一人ひとりの人間性を尊重し、利用者の心身の状況や個性をよく理解し、援助を行うように努めます。利用者の中には環境の変化による不安や緊張感を抱く方も多く、時には心身に不調をきたすこともあるため、安心感を持てるような対応とともに、心身の状態の観察には特に注意を払い、適切な援助を行うよう努めます。
- 3 サービス利用の理由として、介護者やご家族の疾病、冠婚葬祭、出張、休養、旅行などが多いことから、援助の対象者として利用者と家族を一体として捉えて援助を行うよう努めます。
- 4 職員の育成、資質・サービスマナーの向上、専門性を高める研修会への参加や園内研修の充実に努めます。
- 5 苦情、相談等に対しては真摯に受け止め、迅速に対応し早期解決・改善に努めます。
- 6 実情に沿う危機管理の充実に努めます。

□重点目標

- 1 利用者の人権と権利を擁護し、個人情報・プライバシーの保護について「職員倫理綱領・行動規範」に基づいた支援に努めます。
- 2 個人情報保護方針を全職員が自覚し、虐待のない支援を行います。
- 3 市町村関係機関との連携・情報交換等により効果的な活用に努めます。
- 4 利用者・家族の希望・要望を十分に聴き、ニーズを確認することでそのひとらしい生活ができるよう努めます。
- 5 心の安定と健康・身体状況に配慮したサービスに努めます。
- 6 利用者・家族にサービス内容をわかりやすく説明し、同意を得ます。
- 7 全職員が共通認識(情報の共有化)をもってサービス提供に努めます。

入所の受入れ	初回の利用については、関係機関および家族と連絡を密にし、必要に応じて訪問調査を行い、利用者のご家族の状況について把握するとともに、短期入所事業についてよく説明し利用目的の確認を行う。
入所中の生活	日常生活支援、食事・栄養管理等については、障がい者支援施設・緑陽荘の事業計画に準ずる。
日中活動支援	カリキュラムに沿った活動内容の他、行事など趣味の活動を用意し、利用中の生活が充実できるように努める。
健康管理	健康状態の観察とバイタルチェック(血圧、脈拍、体温の測定)等により、体調変化の早期発見と疾病の予防に努める。必要に応じて服薬を預かり、援助、処置等を行う。また、緊急時には応急処置を行うとともに、協力医療機関、家族と連絡

	をとり、迅速な対応に努める。
退所の報告	利用期間中の食事、入浴、排泄状況、日中・夜間の状況、など必要に応じて家族に報告する。
家族に対する支援	利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

デイセンターばんせい 事業計画

基本方針

平成 10 年に開設し、多機能型事業所として再出発し 4 年目を迎えることになりました。基本理念のもと、障害者総合支援法及び関係法令を遵守したサービスの提供と事業の健全かつ安定した運営を目指します。昨今絶えず関心の中心である、「障害者虐待」に対しては、細心の注意を払うとともに、各種研修に参加するなど自己研鑽に努め防止してまいります。事業を実施するにあたっては、利用者、家族の願いや希望を尊重した利用者支援を第一に考え、そして事故や怪我などを未然に防ぎ、利用される方々が健やかで活気あふれる事業所を目標に進めていきたいと思ひます。

具体的な取組事項

(1) 事業方針

①「多機能型」共通方針

- ・利用者の人権を尊重し、その自己実現へ向けて多様な支援を行う。
- ・権利擁護、虐待防止などの視点に根付いた、利用者支援に努める。
- ・利用者及び家族の希望や願いに応えられる事業所となるべく、支援内容の向上を図る。
- ・働きやすい職場環境を作り、個々の職員の特徴を發揮できるようにするとともに、資質の向上に努める。
- ・新規利用者獲得のため、各種学校との協力関係を築いていく。

②「生活介護」基本方針

- ・健康面や生活面での支援や介護の充実を図る。特に加齢化対策を進めていく。
- ・創作活動、スポーツ活動、余暇活動の内容充実に努める。
- ・生産活動を通して、働くことの喜びや生きがいを感じられるように働きかける。また身体を動かす好機と位置づけ、身体機能の維持・向上に繋げる。

③「就労継続支援 B 型」基本方針

- ・利用者支援の充実と工賃向上を図る。
- ・安全性、作業効率、コストを意識した製品づくりをし、生産性の向上を目指す。
- ・新規販売先の開拓、販売ルートの見直しなど、安定した販売網の構築を進める。
- ・一般就労者輩出に向け、事業所として各種関係機関との連携、協力体制の確立に努める。

(2) 利用者支援

①「多機能型」共通

- ・個別支援計画書、各種業務マニュアルなどの充実を図り、質の高いサービスの提供に努める。
- ・利用者へ提供したサービスをはじめ、苦情や相談などに速やかに対応できるよう、体制を整える。
- ・利用者のプライバシー保護・権利擁護・虐待防止のため、周知の徹底とともに必要な体制づくりと、各種研修会に参加しスキルの向上に努める。
- ・利用者の自主性・主体性を尊重し、エンパワメントが発揮できるように支援する。自治会運営への支援はもとより、個々の利用者の意思決定支援にも取り組む。
- ・病欠はじめ、入院など長期に利用できない場合など、電話連絡、面会、家庭訪問を通し、利用者、家族の状況を把握し必要な支援を行う。

②「生活介護」

- ・支援や介護の際は、自立支援、プライバシーの保護の視点を尊重し、個々の利用者にあった働きかけをする。
- ・高齢者及び健康上に大きな配慮を必要とする利用者が増えつつある中、専門的な知識や介護技術を習得し、安全かつきめの細かい支援をする。
- ・生産活動を通し、育てる、作る喜びを感じるとともに、身体機能の維持や向上、ストレスの緩和に繋げる。
- ・季節ごとの行事やグループ活動を計画的に実施し、多様なサービス提供を行う。
- ・創作活動を通し、各自の能力や特色を伸ばすこと、表現する素晴らしさを感じられるように支援する。
- ・入浴により新陳代謝の促進、筋肉の緊張や疲労を和らげるなど、心身機能を高めるとともに、清潔に保つことで感染症を予防する。
- ・各種スポーツ大会（ミニバレーボール・パークゴルフ・アジャタ）に出場し、他施設や事業所との交流を深める。また練習成果を発揮し上位入賞を目指す。

③「就労継続支援B型」

- ・安定して作業に取り組むことをはじめ、個々の能力を発揮できるよう、製造工程や作業環境を改善する。また作業中の事故や衛生上の問題が生じないように最大限の注意を払う。
- ・製造過程から販売を含め、利用者が携わる部分を大切にし、生産量、販路の拡大、新製品の開発に努める。
- ・効率的な製造を目指すとともに、原材料、消耗品などのコストの削減、広報活動を通し、販路を拡大し利用者工賃の向上に繋げる。
- ・ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターなど、関係機関と連携を取りながら、就労に結びつくよう努める。一般就労後も、必要に応じ職場訪問、本人との面談など、支援を継続する。

(3) 健康管理

- ・バイタルチェックをはじめ、家族や地域支援センターらいふとの連携により、健康状態を把握する。状況に応じて受診を進めるなど健康上の助言を行う。
- ・健康診断や各種予防接種などの情報提供や斡旋を行う。
- ・感染症対策として、うがい・手洗いの励行、センター内の清掃・消毒を徹底する。また講習会を開き対応方法を学ぶ。
- ・緊急時に備え、事故・急病対応マニュアルに沿って訓練を行い、安全管理に努める。
- ・加齢化に伴い生活習慣病の予防、身体機能の維持や向上のため、ウォーキング、体

操、軽運動などを提供する。(生活介護)

・口腔ケアを定期的に行い、歯磨き方法や虫歯の予防、義歯の使い方の確認をする。
また口腔機能の維持や向上にも努める。(生活介護)

(4) 食事の提供

- ・利用者の健康維持、増進を図るため、栄養バランスの取れた食事を提供し、生活習慣病の予防に努める。
- ・食事を通して季節感や喜びを感じられるような、バリエーション豊かなメニューを提供する。
- ・介護が必要な利用者に対して、食事の準備、介助及びその他必要な支援を行う。
- ・食事の趣向調査、アンケート、給食会議などをもとに、毎日の食事メニューはじめ、バイキング、選択メニューなども充実させる。

(5) 環境整備・安全管理

- ・清潔・快適・安全な環境で生活するために、事業所内外の整理、整頓、清掃を徹底する。
- ・修繕・修理の必要な箇所については、迅速に対応する。
- ・地震、火災、台風、大雨など様々な災害を想定し、マニュアルに沿った訓練を行う。
- ・突然の事故を未然に防止できるよう、日頃よりヒヤリハット報告書を作成し、問題点や対応策を検討する。

(6) 地域との連携

- ・社会資源の一つとして、地域に開かれ地域に根ざした事業所となるべく、市町村、町内会などと連携や協力体制を築くよう努める。
- ・家族だけではなく、地域からの相談事などを受け入れることができるよう、事業として力量を高めていく。

主な施設整備・修繕・購入物品等

- ・支援記録システムの導入
- ・インターネット環境の改善
- ・食肉製品細菌検査の実施

= 購入物品 =

- ・折りたたみベッド、スクリーン、ソファ
- ・マイクロバス、ハイエースのスタッドレスタイヤ
- ・刈り払い機

地域支援センターらいふ 事業計画

平成29年度の我が国の経済については、アベノミクスの取り組みの下、経済対策など各種政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。この結果、平成29年度の実質成長率は1.5%程度、名目成長率は2.5%程度と見込まれている。また、物価については、消費者物価上昇率が1.1%程度と見込まれている。

政府としては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、名目GDP600兆円経済の実現と平成32年度(2020年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指している。

こうした中障害福祉サービス関係費は、自立支援給付(障害福祉サービス)として、前

年度比+1,096億円の1兆2,656億円が計上されている。

障害児・障害者の社会参加及び地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービス等の確保及び地域生活支援事業等の拡充、並びに就労支援、精神障害者や発達障害者などへの支援施策を推進することを重点に、全社協政策委員会や障害関係種別協議会等がさらなる拡充を要望してきた「良質な障害福祉サービス等の確保」に関連し、「障害福祉人材の処遇改善」として臨時的報酬改定による福祉・介護職員処遇改善加算の新たな上乘せ評価を創設し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するための予算が実現した。

1. 基本方針

障害者福祉施策については、第4期障害福祉計画の最終年度として、障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等、入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を基本的理念として、福祉施設の入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等を成果目標として定め、推進しているところである。

そうした中当事業所においては、共同生活援助事業所（介護サービス包括型）として再出発して4年目を迎え、引き続き地域支援センターらしいの「基本理念」の下、障害者総合支援法及び関係法令を遵守したサービスの提供と事業の健全かつ安定的な経営に努めていきます。

利用者支援については、利用者の人権・利用者の尊厳・権利の尊重に基づく支援を実施することはもとより、利用者一人ひとりにあった、個別支援計画と職員の基本である倫理綱領及び行動規範により、適正かつ効率的な支援を行います。

提供サービスの内容として、共同生活援助事業を実施します。

共同生活援助事業については、利用者が自立した地域生活を営むことができるように、その人の潤いと生きがいのある生活の場とするために、充実したサービスの提供に努めます。

平成29年度は、利用者の社会生活向上と余暇活動の充実を図りながら、障害のある一人ひとりが充実した生活が送れるよう適切な支援に努めるとともに、障害の多様化と高齢化に伴う認知機能の低下、更には消防法改正や建築基準法に適合した安全な住居整備を行います。

2. 重点事項

- (1) 利用者の人権尊重、権利擁護及び虐待防止
- (2) 利用者の健康管理の充実
- (3) 利用者一人ひとりの特性やニーズに即した個別支援の充実
- (4) 利用者の防火・防災対策の強化
- (5) 利用者の地域交流や余暇支援の促進
- (6) 家族や関係機関等との連携強化
- (7) 施設入所者の地域移行に伴う住居の新築
- (8) 夜間支援等体制の準備を進める

3. 具体的取り組み事項

- (1) 個別支援計画に基づいた支援
 - ①入居者一人ひとりの障害特性やニーズに応じた計画を作成し支援する。
 - ②個別面談及びケース会議を定期的、必要に応じて行い、入居者の希望やペースに合わせた支援内容を計画する。

- ③個別支援計画に基づいて、職員間や各関係機関との情報共有や連携を図り、適切な支援を実施する。
 - ④個別支援計画については6ヶ月ごとに評価・見直しを行う。また、心身の状態が変化した際は必要に応じて評価・見直しを行う。
 - ⑤相談支援相談員との連携により、サービス等利用計画と個別支援計画の整合性を確認しつつ、利用者個々のニーズに対応する。
- (2) 日常生活支援
- ①高齢化を含め、利用者の実情に応じた生活環境の整備を図るとともに、支援体制の検証や調整を行う。
 - ②一人ひとりにあった居室空間を見直し、より快適な生活につながるよう努める。
 - ③個々の心身状況を考慮し、個別性・主体性を重視した支援を行う。
 - ④日常生活を営むうえで普通に行っている、食事や排泄、整容、移動、入浴等のアセスメント・ニーズ把握を適切に行い、主体的な生活を送ることができるよう支援の見極めやサポートのあり方を目指す。
- (3) 関係各所との連携・継続した支援
- ①就労先や福祉サービス事業所等の日中活動先との連絡調整を密に行うことで情報を共有し、担当職員を中心としたネットワークを強化し、日中の活動拠点と連携・継続した支援ができるように努める。
 - ②職場訪問を定期的あるいは適宜行って、利用者の作業状況、職場で起こり得る諸問題の解決への調整を図り、雇用の安定を目指す。
 - ③失業時は、各種手続きの支援、一般就労への再チャレンジに向けた支援を行う。
 - ④入居者の家族との細かな情報交換を心がけ、自立した生活を共に支えていけるように努める。
- (4) 訪問による生活相談及び外出、旅行、余暇支援
- ①各ホームを定期的に夜間訪問し、生活全般に関する相談、支援を行う。
 - ②利用者主体の暮らしを継続していくために、各ホーム及び個々の意見を傾聴し、できる限り希望、要望に応えられるように努める。
 - ③利用者の外出や余暇活動等、充実した地域生活を送れるようにするため、一人ひとりのニーズに応じた社会資源を提供し、関係機関との連携及び同伴、送迎等の支援を行う。
 - ④利用者の希望に応じ、十勝管内及び北海道内、北海道外の旅行を企画し、引率支援を行う。
 - ⑤利用者が病気・怪我などにより通院が必要な場合は、通院に同伴、送迎等を行う。
- (5) 預かり金事務の支援
- グループホームの入居者、地域生活者の財産等の預かり金事務は、「利用者預かり金規程」「金銭出納管理サービス契約書」により、支援する。
- (6) 健康管理
- ①利用者個々の健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療、周知徹底に努め、心身共に健康で豊かな生活を送ることができるよう、必要な支援を行う。
 - ②定期的及び必要に応じた各種健康診断・予防接種・各種医療機関の受診により健康状態の把握、早期対応に努める。
 - ③服薬のある人に関しては、誤薬・服薬忘れの無いよう、厳重な服薬管理を行う。
 - ④加齢に伴う傷病のリスクや、個々人の体質による疾病発生の予防に努める。
 - ⑤健康維持の一環として、口腔ケアの充実・徹底を図る。

- ⑥衛生管理に対する支援として、身体・着衣・寝具・居室・設備等の清潔保持に努める。
- ⑦手洗い・うがいを励行し、感染症予防に努める。
- (7) 食事・食生活に関する支援
 - ①食生活を通して個人の健康維持・増進を図るとともに、社会性（マナー）を身につける。
 - ②利用者の嗜好を取り入れ、家庭的な環境で、楽しく食事ができるようにする。
 - ③栄養バランスの取れた食事を提供し、生活習慣病の予防に努める。
 - ④食事内容の変更（減塩、低コレステロール食等）が必要な利用者には個々の身体状況に応じた食事を提供する。
 - ⑤生物の摂取や、加熱調理、賞味期限に留意し、また、食器・調理器具は十分洗浄・乾燥した後、衛生的に保管し、食中毒の予防に努める。
- (8) 地域生活者の支援
 - 法人の運営する施設やグループホームを退所し、地域のアパートなどで自活している地域生活者や在宅者に対して、その地域生活全般を支援する。
- (9) 権利擁護に関する取り組み
 - ①苦情解決システムを有効活用し、苦情に対する迅速な対応を行う。また、日頃より利用者からの相談・要望・苦情を受ける体制を整え、迅速に対応・処理できるようにする。
 - ②成年後見人制度の利用
 - 入居者の方々が安心できるサポートづくりの一環として、家庭裁判所に成年後見人の依頼の申し立てを行い、安心した生活を入居者の方々に提供する。
 - ③身体拘束・虐待の防止
 - 日々の支援に関わる全ての職員に内部研修等を通じ、定期的に業務態度を振り返る場をつくり、差別や虐待行為に相当する行為に至らないよう徹底する。
 - ④意識調査の実施
 - 全職員に対し、意識調査を実施し、利用者への接し方や勤務態度を振り返る機会を設け、サービスの質・モラルの向上に努める。
- (10) 安全管理体制の強化
 - ①火災及び自然災害の防災訓練を年3回実施（夜間想定による訓練を含む）し、ホーム利用者の災害時の安全を確保する。
 - ②防災マニュアルに基づき、災害時の避難場所等の情報、また、様々な被災状況を想定し、被災時の対応、行動について周知し、防災意識の向上・対策の強化に努める。
 - ③日常におけるヒヤリハット報告から、発生した事故に関する報告により、原因・対策・改善策を検討・共通認識とすることで同様の事故を繰り返さないように努める。
 - ④救命救急講習や感染症研修等に積極的に世話人に参加してもらい、日頃から安全・安心に対する意識向上を図る。
- (11) 環境整備及び車両、備品購入等
 - ①清潔・快適・安全な環境で生活するために、ホーム内外の整理整頓、清掃に努め、利用者に快適な生活環境を提供します。
 - ②修繕・修理の必要な箇所については迅速に対応します。
 - ③今年度は以下のような整備、新規購入を計画しています。
 - ・消防法改正に伴う自動火災通報装置の設置。